

eo 光 PLC アダプターレンタル規約

株式会社オプテージ
2007年2月1日制定

(本規約の適用)

- 第1条 本規約は、株式会社オプテージ(以下「当社」といいます。)が提供する eo 光 PLC アダプターのレンタルサービスに係る契約(以下「レンタル契約」といいます。)に適用します。
- 2 レンタル契約を締結した者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲、変更及び通知)

- 第2条 本規約は、契約者と当社との間のレンタル契約に関する一切の関係に適用します。
- 2 当社がレンタル契約の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に対し通知(当社ホームページでの掲載を含みます。以下同じとします。)する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、契約者に通知します。本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。
- 4 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 eo 光 PLC アダプター	屋内の電源コンセントから電力線(屋内電気配線)を使用して、データ通信を行うための装置
2 契約者	本規約に則り、次に規定する電気通信サービスの契約者 当社の光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス(プラン1(eo 光ネット【ホームタイプ】)またはプラン5(eo 光ネット【メゾンタイプ】)を利用する者に限ります。)および eo 光ネット【マンションタイプ】利用規約で規定される電気通信サービス
3 eo 光ネット	eo 光ネット【ホームタイプ】、eo 光ネット【メゾンタイプ】及び eo 光ネット【マンションタイプ】の総称

(利用上の制限)

第4条 eo 光 PLC アダプターは、既存の電力線(屋内電気配線)を利用してデータ通信を行うため、電気ノイズや電力線の長さやブレーカの使用の影響を受けることがあります。また、近傍に強い

電波を発する無線設備がある場合は、通信速度の低下、または通信ができない場合があります。

(レンタル契約の単位)

第5条 当社は、eo 光ネット1回線ごとに1のレンタル契約を締結します。

(利用申込をすることができる者の条件)

第6条 本サービスの利用申込をすることができる者は、eo 光ネットの契約者に限ります。

(利用申込の方法)

第7条 本サービスを利用する場合は、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

(利用申込の承諾)

第8条 当社は、前条(利用申込の方法)による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点でレンタル契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
- (2) 第6条(利用申込をすることができる者の条件)に規定する条件に満たさないとき。
- (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(レンタル契約の解除)

第9条 レンタル契約の解除を希望する場合には、当社所定の手続きに従うものとします。

2 当社は、契約者から eo 光 PLC アダプターの返還を受けた時点でもってレンタル契約を解除するものとします。

(当社が行うレンタル契約の抹消)

第10条 当社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約を抹消することがあります。

- (1) レンタル料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
- (2) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (3) 契約者が、第7条(利用申込の方法)に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (4) 契約者が、eo 光ネットの利用契約を解約された場合。
- (5) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合。

2 当社は、前項の規定によりレンタル契約を抹消しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(レンタル料金)

第11条 eo 光 PLC アダプターの貸与に係る料金は、別途定める料金表に従い、毎月支払うものとします。

2 レンタル料金の課金開始日は、第8条(利用申込の承諾)に規定するレンタル契約の成立日が

属する月の翌月1日とします。

- 3 レンタル契約終了月のレンタル料金は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
- 4 契約者は、レンタル契約期間中に eo 光 PLC アダプターを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のレンタル料金の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、レンタル料金の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。

(eo 光 PLC アダプターの引き渡し)

第 12 条 eo 光 PLC アダプターの引き渡しについては、当社が指定する宅配業者などにより無償で行うものとします。

(eo 光 PLC アダプターの取り替え)

第 13 条 eo 光 PLC アダプター引き渡し後の契約者の責めに帰さない理由に基づいて、eo 光 PLC アダプターが正常に作動しなくなった場合、当社は、eo 光 PLC アダプターを修理または取り替えるものとします。

- 2 前項の eo 光 PLC アダプターの修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合には、当社は契約者に通知のうえ、レンタル契約を解除できるものとします。
- 3 eo 光 PLC アダプター引き渡し後の契約者の責めによる事由に基づいて、eo 光 PLC アダプターを滅失または毀損した場合で、eo 光 PLC アダプターの利用を継続して希望する場合には、当社が別途指定する手続きに従って届け出るものとします。この場合、新たな eo 光 PLC アダプターの手続きに関する料金として料金表に規定する変更事務手数料をお支払いいただきます。

(eo 光 PLC アダプターの使用・保管など)

第 14 条 eo 光 PLC アダプターは、屋内のみに使用するものとします。

- 2 eo 光 PLC アダプターの所有権は当社に属し、契約者は、eo 光 PLC アダプターを善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
- 3 契約者は、eo 光 PLC アダプターの使用、保管に必要な消耗品などは自己の負担と責任をもって準備していただきます。

(無線設備へ影響が発生した場合の措置)

第 15 条 eo 光 PLC アダプターと同じ周波数信号の高周波利用設備(アマチュア無線、短波放送、航空無線、海上無線、電波を利用した天文観測など)の近傍で eo 光 PLC アダプターを継続的に使用したことに起因して、これらの無線設備への妨害が確認された場合は、契約者または当社は、電波法に基づき妨害を除去する必要な措置をとることを命じられることがあります。

(禁止行為)

第 16 条 契約者は、eo 光 PLC アダプターの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) eo 光 PLC アダプターを屋外へ持ち出すこと。

- (2) eo 光 PLC アダプターを第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
- (3) eo 光 PLC アダプターを医療機器の近くで設置し、使用すること。
- (4) eo 光 PLC アダプターに貼付された当社の所有権の表示などを除去し、または汚損すること。
- (5) eo 光 PLC アダプターについて質権および譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定すること。

(注) 本条第2号に規定する第三者への譲渡については、光ファイバーアクセスサービス契約約款および eo 光ネット【マンションタイプ】利用規約で規定される利用権の譲渡に準じて取り扱います。

(eo 光 PLC アダプターの滅失・毀損)

第 17 条 契約者の責めによる事由に基づき eo 光 PLC アダプターを滅失、または毀損(所有権の侵害を含みます。)した場合は、契約者は当社に対して、料金表 3.(修復・補填費用)に定める費用を支払うものとします。ただし、当社の責めによる事由の場合は、この限りではありません。

(eo 光 PLC アダプターの返還)

第 18 条 第 9 条(レンタル契約の解除) または第 10 条(当社が行うレンタル契約の抹消)などの規定するレンタル契約の解除、抹消などその他の理由によりレンタル契約が終了した場合は、契約者は当社が別途指定する方法に基づき、直ちに eo 光 PLC アダプターを当社に返還するものとします。なお、契約者が eo 光 PLC アダプターを当社に返還する際に契約者の私物(以下「契約者私物」といいます。)が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから 1 カ月以内に契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。(ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。)

2 eo 光 PLC アダプターの返還費用は、契約者自身で負担するものとします。

3 契約者が第 1 項の返還義務の履行を怠った場合には、契約者は当社に対し、料金表 3.(修復・補填費用)に定める費用を支払うものとします。

(免責事項)

第 19 条 当社は、停電、電力線上の電気ノイズなどの外部要因、または天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本規約に明示的に定める場合の他、契約者に対して一切の損害賠償責任およびレンタル料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。

(分離性)

第 20 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 21 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(特約条項)

第 22 条 契約者は、レンタル契約について別途書面などにより特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完および修正することに同意するものとします。

(紛争の解決)

第 23 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

料 金 表

1. レンタル料金

区 分	単 位		月額
			料金額
eo 光 PLC アダプターレンタル料金	基本額	1 の eo 光 PLC アダプター レンタル契約につき 2 台 まで	478 円 (税込額 524 円)
	加算額	1 台ごとに	239 円 (税込額 262 円)
備考 追加することができる eo 光 PLC アダプターのレンタル台数は 4 台までとし、最大 6 台まで利用することができます。			

2. 変更事務手数料

区 分	料金額
変更事務手数料	3,000 円 (税込額 3,300 円)

3. 修復・補填費用

利用年数	料金額
1 年目	8,334 円 (税込額 9,167 円)
2 年目	6,482 円 (税込額 7,130 円)
3 年目	4,630 円 (税込額 5,093 円)
4 年目	2,778 円 (税込額 3,055 円)
5 年目	926 円 (税込額 1,018 円)

(注1) 本表に規定する利用年数は、当該 eo 光 PLC アダプターの提供を開始した日 (当社が工事により eo 光 PLC アダプターの設置を行なった場合はその設置日とし、また、当社が発送により eo 光 PLC アダプターの引き渡しを行なった場合は、当社が eo 光 PLC アダプターを発送した日の 10 日後の日とします。) の属する月から起算します。

附 則

(実施期日)

この利用規約は、2007年2月1日から実施します。

ただし、レンタルの開始時期および追加申込の受付は、2007年4月2日から実施するものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2007年4月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2008年4月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2009年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2010年10月1日から実施します。

(eo光PLCアダプタレンタル規約の名称変更)

2 この改正規定実施の日において、eo光PLCアダプタレンタル規約はeo光PLCアダプターレンタル規約に変更します。

(eo光PLCアダプタのレンタルサービスに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前のeo光PLCアダプタレンタル規約の規定により締結しているeo光PLCアダプタのレンタルサービスに係る利用契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの規約の規定により当社が締結したeo光PLCアダプターのレンタルサービスに係る利用契約とみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2012年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年7月1日から実施します。

2 2016年7月1日からeo光PLCアダプターのレンタルサービスの新規申込の受付は行ないません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。